

◎議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,528万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,378万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月4日提出。白老町長。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方、どうぞ。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。15ページの認定こども園の施設整備事業について伺います。これは28年4月から、さくら幼稚園が認定こども園を実施するということでの予算の設定だと思うのですが、ゼロ歳から2歳児を受け入れるということでの施設整備事業ということなのですが、どれぐらいの人数を受け入れるのかということと、今、子供の少子化で幼稚園児も減っていると思うのですが、増設するのかそれともゼロ歳から2歳児を受け入れるための特別な整備をしなければならないのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） まず施設の大きさですけれども、面積等は一切変わらない中で3歳未満の子供たちを受け入れるための設備になります。人数は3歳未満は全体で10人です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これは、今、小規模保育ということでゼロ歳から2歳まで各地域で保育所のないところは必要があればつくっていいということになっておりますが、今回認定こども園になることで、この20名というのはさくら幼稚園は全町から来ていると思うのですが、全町に対しての募集になるのか。もしそうであれば送り迎え等はどのようにこの認定こども園として考えていらっしゃるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 認定こども園として送迎とか、特にこちらのほうにはどういうふ

うにするかというのはまだ聞いていない状況でございます。これは全町的です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 吉田です。小規模の保育園をゼロ歳から2歳まで受けるということは、その地域に保育所がなくて、それで働くお母さん方の支援をするために家庭的保育とか、そういうものが認められたわけですね。認定こども園はもちろん白老は認められておりますけれども、そのひとり親家庭とかそういう方が送り迎えをすることが大変なのではないかということでそういう小規模の保育園、保育所が認められたわけですね。ただ問題はゼロ歳から2歳、3歳未満ということですので、こういった面で送り迎えがないということは、その親が送るということは、認定こども園は幼稚園主体とそれから保育所主体と合同で一緒にやるということとあるのですけれども、あくまでもさくら幼稚園は幼稚園主体の認定こども園であって、その保育所機能の部分は必ず送り迎えをするということになってくるのかどうなのか。その辺はやはり認定こども園をつくるときにきちんと検討されていると思うのですけれども、その点が一つと、それからあくまでもそういうふうに機能が分かれていますから、幼稚園の就園補助ありますね。就園補助はあくまでも幼稚園としての入学した子供にはなるけれども、保育所機能を生かす子供たちに対しては保育所のサービス事業になって、町、国が負担していますので、今の保育料体制は変わらないのかどうなのか。そういうことでお聞きしたいと思います。

それとこれは関連で一ついいですか。一つだけちょっと心配なことがあって、どうしてもここで聞かなければ聞けない。緑丘保育園のボヤ騒ぎがありましたね。私はやはり施設の老朽化ということで、耐震も十分でないところもあって、やはり小さな子供たち精神的にショックを受けていると思うのです。こういったことで二度とこういうことのないように、また、その今後の老朽化の施設をこういった問題が起きないようにどういった対応をされていくのか、その点だけちょっと伺わせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 送迎に関しては申し訳ございません、私確認しておりませんので別の機会にちょっとお答えしたいと思います。あと老朽化に関しましては今後施設の改修かは確認という形で対応させていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午 後 2時40分

再 開 午 後 2時42分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

渡辺子ども課主幹に発言を認めます。渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） それでは就園奨励費についてお答えいたします。現在、幼稚園ということで、保護者の経済的負担を軽減するという目的で幼稚園就園奨励費を保護者の方にお支

払いしているところです。これが認定こども園になりますと、就園奨励費というものがなくなりまして普通の保育料になります。ただ、幼稚園機能を使う子供さんに関しては1号認定ということで幼稚園の保育料の基準ということになります。あと2号、3号で一般の保育所機能を使うということであれば、保育所機能としての保育料の設定の金額になります。以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 先日の保育園の火災に関しての対応についてのご質問かと思えます。私も議会が終わってすぐその出火場所を見に行きまして、ちょうど理事長、それから園長がおりましたのでそこでのお話をしてきました。子供たちへの状況については大きなショック状況というか、そういうものはないと。そういうふうなことを押さえて次の日からすぐ保育園の再開もしております。老朽化に対応することについては、まだ具体的には理事長含めて話は、この火事の件からの漏電というふうなことがあって、50年に移管というふうな町からなつてからかなりたっていて、電気周りの点検がされていなかったというふうなこともわかったので、そこら辺のところは再度また緑ヶ丘保育園の理事長とも話をしまして、今後考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 3番、斎藤です。13ページの番号制度導入の問題について380万円が計上されておりますが、この件につきまして、これは国の事業でありますので、それは承知の上で話を聞きたいと思えます。答えづらいかもしれませんが、提案された以上は町がどんな考え方でこれを提案しているのか、その考え方、見解を伺いたいというふうに思ってお聞きしたいと思えます。この制度は10月から開始で来年の1月から個人番号が利用され始めるという、それが開始される制度というふうに捉えてはいるのですが、そこでまず一つお聞きしたいのは、この番号制度はいろいろと複雑な部分もあり、まだどんどん変わっていくという要素もあるように聞いております。そういうこの複雑な番号制度、これは町民の中ではどのように周知されて、みんなが中身がわかって内容までわかった上でこれを10月に受け入れられるものなのかどうかと。その辺ちょっとみんなに徹底されていないのではないかと、中身が余りわかっていないのではないかとというような気もあるので、そのあたりはどうかということの一つ伺いたいことと、改めて整理すると制度のねらいというものを簡潔にお話し願えればというふうに思えます。それと関連して、従来、住基カードがございましたね。住基カードとの違いというのはどこにあるか。そのあたりまず意見を聞きたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 私のほうからまずマイナンバー制度の周知の関係でお答えさせていただきます。実際ことしに入りましてから、このマイナンバー制度の周知につきましては、まず町のホームページのほうで掲載しております。あと4月から出前講座の内容の中にマイナンバー制度の出前講座を新たに設けまして、現在2町内会から依頼を受けまして、もう既に実施しているところではありますが、町内会に出向きまして出前講座を開催しております。その中でいろ

いろやはり疑問点がたくさん出てくるのですが、1番気にされていることはセキュリティの問題です。そういう部分がやはりどうなるのかと。年金機構の問題もありますので、そこら辺が1番心配だというようなお話を多く聞いております。あとパンフレット、チラシ等も町内会さんを経由して班回覧とかもしております。あと公共施設とか福祉施設にチラシ、ポスターを張ったり、4月に町内会長会議の中でも町内会長さん側のほうにご説明申し上げております。今後の予定としては、また10月に出席講座の依頼が連合町内会のほうから北吉原なのですが入っております。あとこれも10月なのですが行政相談説明会の一貫としてマイナンバーを説明してもらえないかというようなことがきておまして、周知の方法については、10月に実際に通知カードが交付されます。それをその前に10月広報という形で周知する予定です。あと1月にも今度番号カードの交付ということになりますので、1月広報にも周知する予定です。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） それではこの番号制度の趣旨といいますか、考え方でございますけれども、ありきたりの答えにはなってしまうかもしれませんが、この番号制度を導入することによってさまざまな効果を国でも想定しておりますが、主にはやはり正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平性が図られるということ。それから社会保障や税にかかわる各種行政事務の効率化が図られるということ。それからITを活用することになりますので添付書類が不要となって国民の利便性が図れるといったようなところが今回の番号制度の導入の趣旨というふうには押さえてございます。また3つ目の質問で住基カードとの違いということでございますが、あくまでも住基カードについては住民基本台帳法に基づきまして住民票を補足するといいますか、そういうカードで、それが身分証明書のかわりにもなりますということのカードというふうには押さえてございます。そういう個々人の側からすればそれは同じようなカードでございますので、今回のマイナンバーカードにつきましても同様の目的といいますか、あくまでも身分証明書の、免許証にかわるものとしてそういうものが使われるということもありますし、また、それを使って、今後、今新聞でもいろいろ議論になっております消費税の還付の関係ですとか、そういった部分で新たな今後の活用ということで、そのカードを使うということも今後考えられているようで、住基以上に活用されるようなカードというふうなことで捉えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 今の答弁からわかることは、集中するというだけでも一部分になっていませんかということ。これは国民全員がそういうふうな立場に立つのに、その一部分のところで説明がされているだけになっていないかどうかという、そういう心配が一つ。それから大黒総務課長の答えの中で、確かに行政サイドからいうとすごく便利なもの、効率の上がるもの。個人的に個人証明書ぐらいで、聞けば随分気楽なものだというふうには思ってしまうのですけれども、私はそうではないだろうということで心配があってお聞きするのですけれども。現在、マイナンバー制度というのは3分野、社会保障と税とそれから災害ですか、この3分野の部分でやると。それをさらに除々

に拡大はしていくというふうになっているはずなのです。その社会保障だとか税だとかということになると、その個人の情報というのはかなり細かに分析されて、そこの中に入らなければならないだろうというふうな、もう情報の一元化、それを全部集めて、個人の情報を集めて一人一人のプライバシーにかかわる、それを一つの番号で全部管理してしまうと。そうなってくるとどういうことを考えるかという、そういう個人の情報を全て、今のところそうなるのかどうなのかは答えられないかもしれませんが、個人の情報が全部入ってしまうということになると、個人の情報が丸裸になってしまいますね。聞いてみれば個人の財産、収入、そういうものが全部その中に入ってくるともいわれていますね。そうすると本当に個人の持っているプライバシーというのは全部管理されてしまうということになる。そのことが1番恐ろしいことなのです。そのことはどういうふうにかえたらいいのかと。そこが1番心配なところなのです。考えますと、どうしてそうなるかというと、ことしの6月ですか、年金機構の問題で大量の流出事件がございましたね。あれもすごい数だったはずですが。年金機構のやつは情報が流出したのは125万件ですか、そういうのがありました。そのほかにも公的な機関で流出事件が何件かあったはずですね。それはこれからのとは違ってパソコンの中にウイルスが入って、そして情報を持ち出されてしまったという、そういうたぐいの事件ですけれども、全部合わせると何百万円とか1,000万円とかという数になるのですね。行政としてそのあたりをどう押さえているのか。今までそういう事件というのはどんなものがあったのか。その辺を押さえているかどうか、その辺を伺っておきたいと。これは危機管理という面からいってどうなのかということでお聞きしておきたいのですが。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず1点目の周知が一部分といいますか、部分的になっていないかというご質問に対しましては、私のほうからは、確かに、今、町民課のほうで鋭意、努力しながらいろいろな媒体を使って、あるいは出向いて周知を行っているところでございまして、ややもすれば一部という部分もあるのかもしれないですけれども、これにつきましては白老町、行政としましても、さらにやはり皆さんにご理解いただくような対応を今後もしていく、努力を惜しまないでやっていく、ということしかご答弁できないのかというふうに考えてございます。それと次に今回のマイナンバーの趣旨、個人的には余り恩恵がないのではないかとということもございまして、確かに行政にとっても非常に効率的な制度というふうに捉えておりますし、個人側にとってもやはりこれまでよく言われていることですが、いろいろ添付書類があつて、それを1カ所では済まなくていろんなところに取りに行きながらとっていたところが、今回そのマイナンバー制度を導入したことによって1カ所で全てその番号で全部整理するというので、個人にとっても効率化というメリットがあるというふうに押さえてございます。それでプライバシーの観点から全て管理してしまうのはどうなのか、いかがなものかというご質問でございまして、今回マイナンバー確かに全部番号が付されて、そこに個人情報が入ら下がるような格好になりますけれども、これまでもいろいろな手続き上で、例えばですけれども預貯金が必要な場合はそれも金額であったり、それも

押さえる必要があったわけです。それを必要な場面で、必要な部署が最低限の情報を取るということに限られておりまして、不必要なものについては罰則の規制もありますし、厳しくそれは取り締まられることになっておりますので、あくまでも今までやっていたものを1カ所に集めることによって効率的にできるということで、特に何でもかんでも全部情報がさらけ出してしまうということにはならないというふうに押さえております。

それから最後のご質問で6月の年金機構の個人情報の流出という、これに絡みまして、実は国のほうも、当初、この番号制度を導入するにあたって、行政に対してのセキュリティ関係についてはちゃんとやってくださいというような程度の文章がきておりましたが、やはりこの事件、事案をきっかけにそれぞれの自治体に対してもさまざまなセキュリティ対策をとりなさいというような文書が入っておりました。最初に入ったのが6月12日付けでございますが、ただ、その後8月にもまた再度きまして、マイナンバー制度が10月5日から施行されるということで、必ずその対策をしてくださいというような内容の文書でございました。ここはどういうことかといいますと、今回のこの年金機構もそうなのですが標的型メールといまして、役場でもあり得ることなのですけれども外部からメールが来ますと、そのメールが業務に関連するような名称の文書、表題できた場合は私どももそれは関係するのかなと思ってそれを見て、そこにいわゆるここを開いてくださいというようなアドレスがあって、それを開いてしまうというところがあって、実際それが開いたことによって、そこでいわゆるウイルスが侵入して、それで侵されて遠隔操作で情報を抜き出されたということで、いわゆるインターネット系の外部からそういう線と内部の住民基本台帳を含めた個人情報のネットワーク、これを分離しなさいという、簡単に言えばそういう話です。それで、実は本町の場合はこの辺のネットワークの取り組みが早かったものですから、実は白老町一緒なのです。住民基本台帳の個人番号のネットワークと外部のそういうインターネットのネットワークというのが同一のもので動かしているということで、もちろん、だから全部流れるということではなく、ファイアウォールといましていろいろな部分で押さえてはしまして、実際今までそういう漏れた案件は本町はございません。ただし、これをきちんと分けなさいということでありますので、本町としてもこれは他の自治体もやっていないところはそのような動きがあるものですから、本町もその対策をしなければならぬということで、国の助成等支援制度がないかどうかそれを待って、それを見きわめた上で新年度当初予算で行う考えは持っておりましたが、財源措置は非常に少数の特別交付税で一部が補填される程度の非常に少額な支援しかない、ということが最終的に8月31日の文書でわかりまして、それでなおかつ即座にそういう対策を取りなさいということで、今回この会期中にまた補正予算を上程させていただき、その対策は本町でも行いたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 私が知っている範囲でもその年金機構で125万流出したというほかに、東京商工会議所、そのところで1万2,000件、業者の情報が流出してしまったと。それから通信教育大学ですか、そこでは1,000万件の名簿が全部持ち出されて、それを名簿業者に売られて

しまったと、こういうような事例があるのです。これはまだ今押さえてるのは名簿や簡単な内容だと思っただけけれども、これから始まるのはもっともっと中身の濃いものであると思うのです。それはもっと濃い情報が入ったもの。そうやって考えますと、必ず国際ハッカー団がいて、そういうのを集中的にねらう集団もあるわけです。必ず機械の中に入り込んで悪さをしようと。それで一儲けしようという集団というのがいるわけで、本当にそういう対策がどこまで取られているのか。今お話があったのをもっと逆にいうと、それぞれの国々でもマイナンバー制度、この番号制度というのは取り入れているらしいですけれども、その状況というのわかりますか。制限をしてきている方向で動いていると。やはりもう対応しきれなくなってきたという、だから全部やめたとはなっていないのしょうけれども、かなり制限を加えてきているという、そういう方向にあることをいわれているのです。そういうことをちゃんと押さえているかどうか。それを上からの命令で注意なさいということだけではとって対応できる代物ではないというふうには思うのです。その各国の情報というの押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今、私の個人的な知識の中では各国、どういった国がどのぐらい、どういった形でということまではちょっと承知してございませんが、日本以外のほかの国においてもマイナンバーを導入しているということ承知しておりますし、またそういう中で、全てとはいいませんけれどもその一部の国ではやはりそれを制限しているというような問題点を指摘している情報も私も見たことがありますので、そういった議論はいろいろあろうかというふうに押さえてございます。ただ、今、国が進めて、なおかつセキュリティに対してはもちろんこういう自治体に対してもかなり厳しい助言があったり、あるいは国の中でもさまざまな取り組み、さらなるそのセキュリティ対策を講じているような動きで動いておるのを認識してございますので、その辺は今私の答えの中で絶対大丈夫だとはそういうことは申せませんが、それに向けてそういうことのないよう国も自治体も一緒に努力していくということになろうかと思えます。

○議長（山本浩平君） 簡潔をお願いします。3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） それの全部保管をしなければならないというのも大変だし、それをいちいち買い物をするのにもそれを持って歩かなければならないとかというのは、それは保管が大変だということになって、それに先ほどいったような怖いからも嫌だといった場合に、そのカードを受け取り拒否という権利というのは国民にはないのですか。それだけ聞いておきたいです。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 国のほうからいろいろ問答集とかきて、そのマイナンバーカード、あるいは通知カードの取り扱いについてきているのですが、その中でまずは通知カードが10月に発行されて手元に届くと。これは拒否できません。あと個人番号カードですね、これの申請についてはその個人の自由というような形には一応なっておりますので、最初の10月に発行される通知カードを拒否するという形にはならないかと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 簡潔に何点か伺います。まず15ページの認定こども園の関係です。これは3月の予算審査では、こども園をことしから開設するという話を聞いていたのですけれども、何か28年度からという話なのですが。その実態をちょっと確認したいと思います。そのほかに財政規律の観点から財政課長のほうにお聞きしたいと思います。いつも私言うのですけれども、これだけの大きな新規の事業は当初予算で予算審査、あるいは予算計上した中で考えるべきなのだけれど、多分答弁は補助金が決まる決まらないという答弁になると思いますけれども、この辺の部分についてはどうなのかと。あえて言うのは、だから認定保育園が当初予算のときは認定保育園になった、ことしから開園するというような言い方になっていたものだから、なぜそうしたら今ごろこれが上がってくるのかということです。それと、その一般財源が1,249万9,000円ですね。これは大きな額です。これは当初見込みで予算査定のときに財源留保で見ていたのか。あるいは想定外の支出になっているのか。今の財政健全化プランとの整合性がどうなっているのかということをお聞きします。

それと17ページの白老の霊園、これは議案説明会のときもこういうふうには繰出金を出して多分当初計画との収支はわかっていたと思うのです。ただこの計画書を見ると私が言ったのは、今の手元にある計画書でいけば毎年繰出金が出ると、計画が狂っているから。では将来どういう形の収支計画になるのかを出してくださいと言ったのだけれども、これは何かよくわからない当初計画の収支みたいなものだけれども。この辺の説明と、それと基本的なことを財政課長に伺いますけれども、これは特別会計ですね、そうすると繰入金によって今これは会計収支ゼロとしているのですけれども、本来は、会計運営上、繰り上げ充用で赤字になって会計処理するはずなのです。それで次のときに繰り上げ充用することなのですから、きょう収支計画書が出ましたけれども、その辺の兼ね合いがどういうふうになるのかということをお聞きします。

それと21ページの文化財行政事務経費、これは議案説明会で文化庁の職員が仙台陣屋を見ると。これは否定しませんし、あの状態をぜひ見てほしいと思います。ただ伊達、白老でその旅費を負担することにしていますね。ということは文化庁の職員はどのような立場で、あるいはどういう権限を持って視察に来るのかということです。この辺お聞きします。

○議長（山本浩平君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 認定こども園の関係でございますが、今年度27年度は小鳩保育園が保育園から認定こども園ということで本年度となっております。今回補正に上げさせていただいたのは来年度さくら幼稚園が認定こども園になるための補正予算でございます。町としましては認定こども園の移行を促進しているところでございますので、今回当初27年度の予算の計上を考えておりましたが、さくら幼稚園の事業費の内容がまだ確定しておりませんということで、あと補助金の補助がありますので国との調整もございまして、それが決まりましたので今回補正としてあげさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） まずただいまの認定こども園の関係でございますけれども、当初予算の中で議論できなかったのかと、何で今の時期というご質問ですけれども、これは今下河子ども課長のほうからご説明ありましたけれども、当初より議論がありまして、ただ繰り返すようで申しわけないのですけれども、私立幼稚園側の事業費の確定、それと補助金の確定がこの時期になったということで当初計上はできなかった状況でございます。また一般財源に 1,000 万円ほどの大きな財源でございますけれども、当初より交付税のほうで留保財源として 5,000 万円ほどを見込んだ中で補正財源を確保した中で、27 年度の中のこれを含めて年度間全体の財源は確保した中で進めていたという状況でございます。また、特別会計、墓園会計の繰り出しの考え方でございますけれども、前田議員の言うとおりに本来は特別会計でございますので、独立採算、当然収支均衡をしなければいけないというような状況でございます。ですが、昨年来より一般会計から繰り出してございまして、本年度も収支決算については生活環境課長から説明があると思っておりますけれども、区画的に 11 区画以上売らないと元利償還金を年間として払えない。9 月償還 150 万円の半年分見ても 11 区画以上売らないといけないという状況でございます。今回は 4 月からお盆ぐらまで 3 区画しか売れなかったということで、原課も努力はしておりますけれども、今後繰り出しをしない状況でございますと、特別会計の中で一時借入金をもって利子も負担していくということで、一切現金は持ち合わせていない状況でございますので、結果、年度末には詰まってしまうと。結果的には繰り上げ充用という形になりますけれども、これを毎年この状況が続けていくと、繰り上げ充用のままでいくと、累積される赤字額が墓園会計でどんどんたまっていくとなると、一般会計の負担がますますたふえていくということになりますし、特別会計までずっと寝かせた分の利子もかかってくるというような状況がございましたので、今回はまずは 9 月分までの元利償還金の差額分について繰り出しを行い、また、来年 3 月分までの部分は原課のほうであらゆる努力をしてもらって区画を売っていただくというような努力をした結果、またちょっと検討してまいりたいということでございます。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議案の第 3 号の追加資料としてきょう配布させていただきましたが、今回前日に配布させていただいたのですが、ちょっとそちらの数値に 25 年度のところが計画数値が入っております、それできょう訂正させていただきました。申し訳ございません。それでこの収支計画表についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、23 年度に造成いたしました白老町の墓園造成事業の償還につきまして、特別会計の収支をこちらのほうに表としてございます。それで、こちらの色が変わっています 23 年度から 26 年度までにつきましては実績数値を入れてございます。それから 27 年度以降については計画値を入れてございます。基本的にはこちらのほう、左側に収入、右側に支出とございますが、1 番左側のところでございますのは起債で借りた金額が 3,790 万円という形で入っております。それから支出のほうで真ん中にござ

いますが、起債の償還額というのがございますが、そちらのほうが元利合わせて最終的には 4,324 万 7,897 円、こちらを 39 年度までに償還するという表でございます。基本的にこの色が変わっている実績のところで見ただけならばと思うのですが、収支の収入のところでは一般会計の繰入金というのがこちらの方にございますが、25、26 と入っておりますが、これは一部事務費等も入っておりますが、基本的には 26 年度のところにあります 24 万 9,735 円とありますが、そちらが前回 26 年度において最終的に本来その起債償還額の財源として賄うべき使用料が足りなかったということで、一般会計から繰り出しをいただいて特別会計で繰り入れさせていただいた形になります。それで、今後 27 年から計画が入ってございますけれども、実際これを見ていただくとおり、なかなかこちらの生活環境課としてはいろいろな販売についての、例えば登別市とか、あと町内もちろん、近隣の石材の会社のほうにパンフレットを持って回ったりという部分もありますし、営業といたしますか、墓園という形ですので、広報だとかいろいろな部分で周知をしておりますが、なかなか起債償還額の財源になるべく販売する部分は難しいというところが実際ございますので、ここは計画をやはり見直した中で、まずは最低限、償還額を何とか確保できるような、今でいきますと基金積立金というところが 27 年度入っておりますので、そういったもの売った余分な分を基金に積み立てるような、当初のこれはあくまでも計画でございます。そういった計画になってございますので、何とか起債償還額を確保したいと考えておりますが、現状としてはなかなか先ほど安達財政課長から説明ありましたけれども、今 8 月末現在で 3 区画しか売れておりませんので、150 万円の実際の償還額に対して 42 万円の収入しかございませんので、今回補正をさせていただいて一般会計からいただくという形になってございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 21 ページの文化財行政事務経費の旅費、費用弁償についての質問でございます。まずはどなたを招聘するのかといたしますと、全国の史跡、特に北海道の史跡の環境整備を指導する、また予算配分を指導する立場にあります文化庁記念物課の調査官 1 名、それと北海道教育委員会の博物館文化財課の担当の職員を招聘する計画になっております。10 月に洞爺湖町にあります入江・高砂貝塚における施設整備委員会に文化庁調査官、それと北海道教育委員会の担当職員がいらっしゃるということで、すぐ近くでございますので史跡白老仙台陣屋の現状を視察してもらい、いわゆる修繕も含めた環境整備に向けたアドバイスをいただくため招聘するものでございます。なお旅費につきましては招聘自治体の折半というか、そういう自治体が負担することになっておりまして、洞爺湖町で半分、うちで半分ということになっております。うちにおきましては 1 泊、1 日分の日当、それと片道分の航空機代、北海道教育委員会の職員におきましては JR 代、そういうものを計上させていただいております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 先に墓園の関係であります。私はこれを会計上まずいとか、どうだとかという意味で質問しているわけではないのです。これは将来にわたって今我々も現実を認めて、

これから特別会計がこういうような運営になるということをやはり早めに我々理解しておいたほうが良いと思うのです。その都度前後がわからないで出てくると大変なことになりますのでそういう意味でお聞きしました。ということで山本生活環境課長のほうでも努力するといっていますので、なるべく一般会計に負担がかからないように努力する必要があるかと思う思います。それで次に2問目ですけれども、認定こども園の関係で、その認定こども園の整備費の財源内訳を見ると国庫補助金で保育所整備交付金を見込んでいるのです。もう一つは認定こども園になっています。それは何を言いたいかという、先ほど同僚議員が緑丘保育園の老朽化、あるいは古い配線で漏電したと、こういう状況であると。しかし、今、緑丘保育園は大規模改修をやっているのです。片方では来年のこども園見込んで約4,000万円の補助金で町費約1,300万円の補助金をつけていますね。これは古俣教育長、この緑丘保育園が大規模改修をやっている実態と、この園のほうからそういう保育園ですから、国の措置費云々の関係で話はきていないのですか。あるいは当初予算で町のほうで先ほど安達財政課長が言いましたけれども、この緑丘保育園の関係の大規模改修の話はきているはずなのです。そういう部分は議論されていなかったのかどうか。まずお聞きします。

それと今、仙台陣屋についてのお話わかりました。見てもらう、こう言いました。では現地視察に対して町としては、具体的にどのような形で何を要望しているのか。その結果、今後どのような形で整備展開しようとして考えているのかお聞きします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今認定こども園の整備事業とのかかわりで、緑丘保育園の大改修との関係についてご質問がありました。緑丘保育園の改修については、昨年度早い時期から、この改修については理事長と担当課長、それからときには私に加わりながら話し合いをしてきております。その中で大改修を緑丘保育園がかけるということに対して、私のほうからは、園の運営について私の立場で私立保育園の経営そのものについて言う資格はありませんので、ただ、これからの保育園運営が町の全体の中でどういう位置づけになっていくのかというふうな話をしました。要はこれから少子化に入ってきたときに、町内今うちも2園町立の保育園を持っておりますけれども、その保育園の運営も含めて、町全体としては再編をかけていかなければならない時期にきております。そういう中で緑丘保育園の今後の園の運営についてどういうふうにして考えているか。もっといろんな私もこういう方法が良いのではないかとか、こういう方法もありますというふうなことは担当課長とともに話をしました。そういう中で話を進めていたのですけれども、実際的には改修に関しては覚書き書がありますから、そこの協議をするというふうな、大改修については協議事項だというふうなところがあるので、そこのことをもちまして、決してそれを拒否する形で話を進めていたわけではなくて、今言ったような内容も含め、それからその改修の部分についての予算の部分もあげてもらいながら、町としてはこの部分はどうか、ここのところはこういうふうなことにならないかだとかというふうな話は十分進めております。そういう中で今回改修を自己資金で図っております。いろいろと私たちも補助金をもらう制度がないのかというふうなことで、そういうふうなこ

とでの調べもしました。いろいろ調べたのですけれども、なかなかそれにはできてあたるものがないし、それから例えば地方債を借りるとしても 20 年の償還の中で考えていったら、これからの園の運営がどこで途切れるか。今言ったような少子化の問題もありますし、そういうふうなことで今度全額償還というふうなことになれば、これもまた大変なことだということで、本当に持ち得る知識といたしますか、情報は園のほうには出しながら検討してきて、このような結果に今なっております。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 10 月に来ていただいて、どのような話をするのかということでございます。まず白老仙台藩陣屋跡なのですけれども、昭和 41 年に国の史跡として指定をされました。昭和 44 年から平成 7 年までの 26 年間にわたって国によって環境整備事業を、また昭和 45 年から平成 7 年まで 17 年間にわたって公有化整備事業が行われ、59 年には資料館ができて幕末の動乱の歴史を今に伝えてきました。しかし第 1 次環境整備事業から既に 20 年を経過しまして、議員の皆様もご存じのとおり、施設の経年劣化が進むなど来場者の安全を脅かしかねないような状況にあります。このことから、4 年後に迫っております 2020 年度の象徴空間の開設によって来場者の増加や、多文化共生社会の実現を見据えまして、改修も含めました抜本的な再編整備が必要と考えます。そこで文化庁の調査官を招聘したいと考えているわけです。内容につきましてははまだ原課レベルを超えてはおりませんが、来年度 28 年度につきましては老朽化の著しい橋、あるいは土塁、堀などを修繕したり、加えて第 2 次の環境整備計画を文化庁、あるいは整備委員会をもった中で樹立したい。29 年度、30 年度につきましては第 2 次環境整備を 2 カ年計画で進めたい。その中で土地の公有化事業も一部行いたい。31 年度につきましては陣屋資料館をガイダンス施設として一部常設展示をリニューアルも行いたいということを文化庁の調査官を招聘し、現地でじっくりとお話しをさせていただいて指導を受けたいというような内容でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 仙台藩陣屋です。私も毎日のように行きますけれども、本当に橋は朽ちて人が渡っても今にも落ちそうな環境で私も整備が必要だと思います。ただ、今言われた膨大な計画はうちの財政状況でいけば多分裏負担がかなりありますので、それを見合った中でちゃんと計画していかなければ、当然財政健全化プランにも反映されるかどうかわかりませんが、それはしかと計画を立てて、ただ夢物語ではなくて何があるかということを優先つけて考えていただきたいこう思います。それで次、緑丘保育園ですけれども、今、古俣教育長から経過についてはわかりました。それでは緑丘保育園がいつ建設されて、実際に先日ぼやを出しましたけれども、どの程度の老朽化されているのか。それによって多分自費で今改築工事やっているはずなのです。そうすると片方は認定こども園として位置づけして、今現在保育園ですね。保育園のまま整備して補助金を出しているのです。もし先ほど古俣教育長が言ったように、全体の数ある認定こども園になってそれで収益上がる、どうなるかそれまで考えたならよかったのかもしれないけれども、先に国

の補助金みても保育園という補助金をもらって整備をやっているのです。だけども片方はあの地盤の悪いところで我慢して、ひどいところをいよいよ我慢できないからということで自費で改修しているのです。ぎりぎりのお金で。長期借り入れしているかどうか内容はわかりません。そういう実態を覚えると、言葉は悪いのですが、やはりある程度同じ保育園という横並びしているのなら同じ扱いを、整備をしなければいけないかと私は思うのです。どういう需要があるかわかりませんが、それと古俣教育長もご存知だと思いますけれども、あそこにはいろんな問題も建物にもあると私は聞いております。ここでは聞きません。ですからそういう問題も解決しなければいけないと思うのですが、それと古俣教育長が先ほど言ったように、あそこを民間でやるときに協定書を結んでいる内容を見たら古俣教育長言ったとおりなのです。そうすると改築する補助金を出すのにある程度大義があるはずなのです。国の補助金があるないとか別にして。もっとその辺を十分に考えるべきだと思いますけれども、補助金を出す形の中で考えるべきと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今前田議員からご指摘ありましたように、覚書書を 22 年に取り交わしております。その覚書書の信義に基づいて私も昨年度から十分理事長とは話をしてきたつもりです。ですからここでその改修にあたっての一つ一つの中身についてあれこれは言いませんけれども、必要な部分での改修については十分考える余地はあると。ただその上げてきた見積もりの中では、これは園の便利さを図るだけのことであって、老朽化の問題とはまた別な問題だとかというふうな話がありました。そういう中で、やはり私どもとしても、今、少子化の問題がある中で今後の状況をどういうふうにするかということは、非常にやはり町の財政的な部分も含めて大きなことだというふうに 1 点思っています。それと同時に、その裏といいますか、その返しとしては本当に子供たちにとりましてやはり安全な、そして快適な保育ができるような、そういう環境整備も進めていかなければならないと。そういうところに立ちながら緑丘保育園との話はしてきているつもりだし、今後またそういう話は一緒にしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。マイナンバーの関係でもうちょっとだけ、何点かお尋ねしたいのです。一つは超過負担になりますね。そうすると、先ほどのお話でいうと超過負担になる。それ以外の超過負担はないのか。こういう制度で超過負担というのは珍しいのです。ほとんどの超過負担はないのです。だけど今の話では 2 つつくる場合、超過負担はその部分になると。それとそれ以外の超過負担はないのかどうか、これが一つ。それから個人番号カードについていえば本人が申請しなければもらえない。住基カードと同じですね。住基カードは白老町で大体どれぐらいの申請があったのかどうか、それが一つ。では、申請しない人がたくさんいた場合、国がいつているその 3 つの中身で 98 項目ぐらいの行政実務があるというふうになった場合、これはどういうふうになるのか。申請する人が少なかったらどうなってしまうのかということが、1 点。面倒だから

全部聞いてしまいますけれども、例えば、今後、中小企業者が源泉徴収をするときに番号がいと書いていますね。それは全部セキュリティ含めて中小業者企業が全部やらないとだめだと。これは膨大な金がかかります。それはどこからも補助金も何もないということなのかどうか。またそのそういうときに自分が住民基本台帳カードをもらっていないかったら源泉徴収できないから会社からあなたの番号は何番だと言われますね。そういう場合はどういうことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 私のほうからまず住基カードの今までの交付状況です。これは平成15年の8月から開始されておりまして、有効期限は発行後から10年間という形になってはいますが、交付枚数としては現在780枚ほど発行しております。これは12月末をもって個人番号カードができますので、一応発行が廃止という形になっております。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず超過負担のお話でございますが、今回確かに発端がいわゆる年金機構による事案ということにはなっておりますが、実はセキュリティ対策というのは、本来このマイナンバーがあってもなくてもやはりそこは厳しくするにこしたことはありません。本町はなぜ一緒になっているかという、先ほどもちょっと申しましたが、ちょっと整備が早すぎたと。いわゆる余りお金をかけないですぐそういうネットワークを組んだということで、これは室蘭も登別も一緒なのですけれども、そういった部分があったのです。しかし、その後に白老町から遅れて整備したところは、実は今既にもう分けてセキュリティ対策をとっているというところも実際ございまして、そういうことからすれば、本来やるべきものを今回やっていないところはやらなければならないということで、ここはほとんどが自己負担になるという状況でございます。それから、そのマイナンバーの今後の活用の問題、あるいは源泉徴収の問題も、実はいわゆる中小企業、大企業もそうですけれども、その企業向けのマイナンバーの利用につきましては特段国のほうから直接的な指導ですとか、助言ですとか、そういった形で自治体のほうには入っておりませんので、詳しい情報は私のほうは押さえてございません。ただ、源泉徴収等は、こちらの職員分は町のほうでも発行しなければならない。そこにマイナンバーを入れるという中でいろいろな様式の変更だとか、そういう見直しは現在行っているところでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。大黒総務課長の言っていることはよくわかります。わかるけれども、実際にはこれをやるからつけなければだめなのです。今まで事故がなかったのですから。事故がなかったということは誇りなわけでしょう。やはりそれは国がやることに対してやるのだから当然、特別交付金で全額は当たり前です。それで確かにそのことによってセキュリティ度が上がるというのはよくわかります。わかりますけれども必要ないところにこのことによって必要が生じたわけだから、私はやはりこういうものはきちんと国が払うべきものです。それから、そうなりますと町の職員の皆さんはみんな申請してカードを出してもらおうということにはなりませんね。

だけでも町民全体、例えば認知症の人だとか、独居で一人暮らしの人は申請しないからある意味事故がないといったらおかしいけれども、番号はあるわけだけでも通知カードはくるからあるけれども、そういう事故はおこる可能性は少なくなるけれども、しかし、住民基本台帳カードで 780 枚といったら白老町の人口からいったら全く話にも何もならない数ですね。それが 98 項目の行政項目の中身をやったり、最終的には自分の今までの病気の、そういうところまでということになると、先ほど大黒総務課長が言ったように、それは引き出せない、本当に必要な人しか絶対引き出せなくなるのだけれども、それにしても本当にこのことが全国民に徹底されなかったら何の意味もなくなってしまいますね。例えば消費税を還付するといっても、では認知症の人は買い物に行かないのか、一人暮らしの人は買い物に行かないのか、カードつくらなければバックできないのかということになっていくのです。だから本当にそういうことがやはりきちんとわかるように町民にしないと、不利益を被るだけではないのです。そういうことが犯罪の温床になるわけです。だから私たちはこれは残念ながら本当にそこがきちんとしないと賛成できる立場になれないのです。先ほど大黒総務課長が答弁したように、自治体だから、国のいつていることだからやらなければだめだということは百も承知で聞いているわけで、やはりそこら辺は 780 という住基カードの実績からみたときに、これと同じだったらはっきりいって機能しなくなりますね。もちろん通知カードだけで全部動くのかどうか私はわからないから、そこはわからないけれども。それを動かすとしたらまたおかしなことになりますね。だからそこら辺はやはりもうちょっときちんと町民、国民に徹底できるような形の中で実質動かしていく。来年の 1 月までそれが可能なかどうか。例えば業者の皆さん方もそういうことが義務づけられたらそのセキュリティ含めて膨大な金がかかると思います。それは私の今調べた範囲では国からの補助なんかは一つも事業所にはないというふうになっています。事業者も全部マイナンバー、事業者は事業者としてまた事業者のマイナンバーできるわけでしょう。だからやはりそういうところはきちんと町民に徹底しないと、つくっても実効は何にも上がりません。だから住基カードも同じなのです。身分証明書だけだったら自動車の免許証と保険証で十分なのですとなってしまうのです。だからそのところが本当に町民がわかるような仕組み、システムをつくらないと、これは実効が上がらない。それで超過負担があるなんていったら私は認められないというふうになってしまうのですけれどもどうですか。答えられるところだけでいいです。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） まず超過負担の関係でございますが、これにつきましては先ほど白老町の責務というお話もさせていただきましたが、実は私ども担当のほうも当然何らかの支援があるものとそれを期待した上で逆に待っていたと。本来やらなければならないというのは重々わかっておりましたが、やはり国がそういうようなやられていない自治体にいつまでにやりなさいという、いわゆる助言があったものですから、それに対しては何らかの措置があるものと、それを期待してちょっと静観していたという部分があったのですが、それは逆に期待を裏切られた感はありますけれども、いずれにしましてもそれはやらざるを得ないかというふうに思っております。それともう

一つ、その中小企業を含めて、これにつきましては確か税務署を通じて企業のほうにはこのマイナンバー制度いわゆる実務的な部分は指導がされているのかというふうに記憶してございますが、確かにカード自体をどのような場面で、どういったときに必要なかどうなのか。あるいは単なる番号を控えておけばいいのか、カードがなければだめなのか、その辺については私どものほうも十分承知しているわけではございませんし、今後の運用の中でその辺は明らかになってきて、まだまだ今回補正をさせていただいたということは、この部分についてもなかなかネットワークが当初からきちんとされているものではなくて、いろいろな国のほうも動いている中で新たなものができて今回補正をさせていただいてネットにつなげるというような補正でもございますので、その辺の実務的な利活用の部分はまた改めて国のほうから示されるというふうに押さえておりますので、その辺につきましてはまた新たな情報を持って町民のほうにはきちんと周知していかなければならないものというふうにおさえております。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。外国の例が先ほど出ていました。イギリスはやめました。マイナンバー制度をやっていたのですけれどもやめたのです。今それを見直しているところたくさんあります。それはなぜかというやはり全部情報漏洩なのです。ですからそういうことでいえば、確かに行政側からみたら非常に使い勝手がよくなる。これは全町民がこのカードを持ち、チップも入って、写真もあってということになるとそれは行政側が非常にある意味、一気に全部いきますから。何でもそれを通してやれることになりますから。結果的には銀行を含めて預貯金の管理までなれば当然それはそういうことになります。ただ、そのときに1番危険なのはやはり犯罪と、わからない人たちに対する徹底というのですか、管理ですか。そういうところがきちんとしないと、やはり住民基本台帳カードもあれだけ宣伝しても結果的には、あれは確かに用途が非常に狭かったから身分証明書ぐらいではつからないからそうなるのだろうけれども、やはり、そのところは国との対応の中でも市町村が困ることはきちんと国に申し述べる。これは町長ても、どこを通じてもいいですから、きちんと申し述べて改善するものは改善する。だめなものはだめ。そして、どこまでその範囲が広げられるのかというあたりも町は町独自で網をかけられるような形、それでこの間これは議決出ていますけれども。そういうことを含めてやはりきちんと自治体が自覚を持った形で、これは国も町も対等なわけですから、そのところはきっちり考えてやっていくようにしていただきたいのですけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 今おっしゃるとおり、今回の超過負担の部分につきましてもかなり実は担当のほうでは、北海道を通してですけれども、北海道を通せということなので北海道を通しましたけれども、国にも直接電話を入れたりしてどうなのだというのもやっておりますし、今おっしゃられたことを十分、我々のほうも調査、理解した上で今後は万全な形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、まだございますか。

暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 3 時 5 0 分

再 開 午 後 4 時 0 0 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先に認定こども園の送迎についての答弁があるということなので、答弁をお願いします。下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 先ほど吉田議員の認定こども園の送迎に関しましてですけれども、こちら2号、3号とも保育所機能を利用いたしますので、あくまでも保護者が送迎となります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） それでは、ほか質疑がございます方。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。13 ページの町有林2款7目町有林と、21 ページの11款2目、この町有林の災害事業についてであります。この二つの事業内容をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまの松田議員のご質問でございます。今、町有林の管理事業でございます。こちらにつきましては町有林の管理事業ということで、石山町有林の中の間伐をするという事業になってございます。こちらのほうにつきましては約30年から40年未満のトドマツ林を間伐しまして、こちらのほうを整備いたしまして育成を図りたいという事業になってございます。それから町有林の中の作業道災害復旧事業でございます。こちらにつきましては昨年の災害の中で町有林の作業道が9カ所ほど崩壊してございまして、こちらの事業は復旧事業でございますが、こちらはちょっとここの調査がすぐ行けなかったものですから今の時期になったという状況になってございまして、こちらの事業につきましては国のほうの補助事業の対象に作業道はないということで事業を進めているという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） この間伐事業、この間伐事業がどうのこうの私は聞きたくて言っているのではないです。もう一つのこの災害復旧なのですが、この災害復旧の場所は私の予測では恐らく17、8年につくった択伐施業をやるための最後の新設林道ではないかと、これは私が思っているだけです。それでその場所どこなのか。私はなぜこんな質問をするかということ、6月補正予算は恐らく白老はじまって以来のマイナス補正予算だったような気がしているのです。なぜこの6月ごろに出さないで今出すのか。今、災害があつて行けないということでわかりました。私は町有林については何度も何度も質問をしているのですが、この財政の厳しいときは、この間伐施業というのは少し休みなさいと私は質問をしています。それは木というのは手をかければかけるほど確かに利回

りが大きくなっていくのですが、だからといって何も手をかけなくても木は淡々と育っていくのです。3、4年手をかけなくても。ですから私はこの財政の厳しいときにわざわざこの間伐施業は何年か休んでいいのではないかと、こんな考えを持っているのです。何年か前に財政が厳しくて竹浦の町有林130ヘクタール、1,300万円で売却しているのです。あれは財政が厳しいからといって売却したのです。私は買い戻せとまでいったのですが、あの町有林は、私の計算ですと私は40年も林業をやっていたから、あれは5,700万円ぐらいの私は平均して木を計算したらそれぐらいあるのだと。そしてしかも択伐で売っているから、択伐というのはどんどん利回りがふえていって金になるから売るべきものではないと、こう言って私は何度も何度も質問しています。ですから私はこういう財政の厳しいときは間伐を少し休む。少なくとも32年ぐらいまで休んでも木なんて大丈夫なのです。それよりもその財政のほうにシフトしたら、何年か休むぐらいの考え方も私はいい思っているのです。それからもう一つは、恐らく先ほど場所をいったけれども、町有林の最後の17年ですか、択伐施業のためにつくった林道の終点だと思います。もしそこであれば災害復旧やっているのはもう3回目です。これはまだ場所がわからないからこの次にします。そこまでです。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） まず木のほうの伐採のほうにつきましては一応14.9ヘクタール間伐をするという予定になってございまして、こちらのほうにつきましては間伐をしたあとの木を、こちらのほうも売り払いをするということで、約140万円ぐらいの売り上げ金額があるということで、これは森林組合のほうから見積もりいただいております、単価が立米当たり3,150円で30立米ということになりますので、14.9ヘクタールでございまして140万円ぐらいの金額になるということになってございまして、あと、この間伐につきましては道のほうの補助事業がございまして、こちらのほうの補助事業が351万円ほどありますので、こちらの事業と合わせますとこの事業の金額を上回る金額になるということで、この道の補助事業もことしが最後の補助事業ということを加味しまして間伐の事業をするという形を取らせていただいております。それから作業道のところなのですが、こちらのほうにつきましては59林班と、それから62林班と、61林班のところの作業道を修復するという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 今14林班の間伐のためにといたけれども、14だったら今の災害の道路使わないでしょう。これは無駄な仕事なのです。確か使わないはずなのです。今の14をやるのだったら。ですから私は言っているのは、最後の林道もう3回目なのです。確か災害で直すの。やってもやっても壊れる構造の道路なのです、あのつくり方は。それから1番終点の択伐をやるためにつくった道路なのです。あの道路構造は私が以前も言っているけれども、何回やっても壊れると言っているのです。この程度の災害は何回もやっているのです。ですからああいう端はなげてもいいのです。次の択伐はおそらく20年か30年後なのです。前回の択伐のやるときは。前回は30センチ以上の木を取るといったのが行ってみたら全部20センチ以上から切ってあったのです。それで

私はこんな択伐あるかとの議場で怒ったことがあるのですけれども、そういうことからいくと使うのがまた 30 年後なのです。それに何回も何回もこうやって、それは道の補助金もわかる。だけど財源百何十万円も使っているでしょう。この財政の厳しい中こういうことをずっと続けているのです。ですから私はこういうことはもうやめなさいと。あそこの択伐施業は使うのは 30 年後なのです。そのときはブルドーザーでどんと冬場に押せばあそこは道路なんかはいらぬのです。いらぬは私も死んでそのころいなからわかんないけれども、だけでももう少しそういうことを考えてやりなさい。わからなかったら聞きなさい。そんな無用な道路をどんどん今直しても来年雨降るたびに壊れます。ですからその辺はもう少し考えてやるべきだと思います。大体誰の指導でこの林道と直してつくったか知らないけれども、あんな道路のつくり方ははっきりいって間違い道路なのです。これは私は何回も言っているのです。ですからその辺をもう少し、今本当に使うか使わないかと。金が余っているのならいいけれども、やはりまちの財政に合わせてこういうものをやるべきだと。私しか言う人がいないから言っているようなものなのです。林業、林道といったら私ばかり言うから。ですから言っているのですけれども。そういうことを見計らって私はやるべきだと思います。戸田町長、そういうことでどう考えますか。戸田町長も山見ていないのでわからないと思いますけれども。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 松田議員とはこの部分で過去から何度も議論させていただきました。やはり山のことはよく詳しいので、私も現地見てきて災害復旧のところは本当にこんな傾斜のきついで状況もよくわかっているつもりです。今回その復旧しなければならぬのはどうしても、たくさんお金をかけてやるつもりはなく最低限ブルドーザーを入れて本当にならずという、そういう作業の復旧方法ということは一つ理解いただきたいのですが、その一方で間伐、択伐の考え方も以前からいろいろ議論ございました。町有林の売り払いもございましたし、そういう部分で確かに 1 年、2 年木放っておいても何百年と生きる木もありますから、そういう部分での判断というのも確かにございます。今回の補正については、今、森林組合ですとか、いろんな機関との協議の中で最低限必要な部分はどうしてもやらなければならないという部分をご提案させていただきましたが、今後、来年に向けてはもう 1 回町有林全体をどうしていくべきか、そういう方向性も私なりにやはりちゃんと考えて対応を考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑がございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号、平成27年度白老町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 賛成11、反対、3番斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって賛成多数により、議案第1号は原案のとおり可決されました。